

# わたくしは日本国憲法です。

あなたがた日本国民が、

鈴木篤

平和のうちになんか幸せな生活を送れるように、

あなたがたを守るために生まれてきました。

わたくしを手放さないでください。

わたくしを葬らないでください。

特定秘密保護法や集団的自衛権など、憲法を泥足で踏み  
にじるような、こんな乱暴なことがまかり通り、まかり通  
ろうとしていることへの焦りに似たおもいに突き動かされて  
この本を書いた。

そのためもあって、書き終わって読み返してみると、こん  
な狼藉者を野放しにしていることへのいらだちからか、いさ  
さか国民の中の民主主義の力にたいして、悲観的な、ある  
いは批判的なトーンが強調されすぎているという反省がある。  
現実には戦後の六八年間、この国に民主主義や民主主義  
を守り育てようとするひとびとがいなかったわけでは決して  
無い。

それどころか、戦後の歴史は、民主主義を踏みにじろう  
とする勢力と、平和と民主主義と基本的人権を守ろうとす  
る勢力との闘いであったといっても過言ではない。

そして、憲法をないがしろにしようとする勢力が政権を  
握り続けてきたにもかかわらず、そうした多くの先達による、  
粘りつよくて勇敢な闘いがあつたからこそ、平和が守られ、  
根本のところでは民主主義と基本的人権が守られてきたこと  
は紛れもない事実なのだ。

そうした力は、いまも特定秘密保護法成立を阻止しよう  
として、官邸や国会前に集まったひとびとや、日に日に強  
くなっている、集団的自衛権行使容認に反対する国民各層

の声としてあらわれている。

しかしそうした悲鳴にも似た反対の声にも関わらず、安  
倍政権は、国民はおろか国会をも無視して、ついに集団的  
自衛権の行使容認を閣議決定という形で押し通してしまっ  
た。それを許してしまったことの背後にあるのは、「ながい  
ものにまかれ」、「みんなが望んだからわたしもと成り行き  
に身を任せ」、「どこからどうしてこうなったのかには責任を  
負わず、それを追求しようとしめない」という、いわゆる「無  
関心層」の存在ではないのか。

一個人に過ぎない者が憲法に成り代わって、憲法を一人称  
とするこのような本を発行することについては、「僭越だ」  
とか、「おこがましい」等の批判も多々あることだろうが、  
それはほかでもない、そうしたひとびとに、憲法自身が語  
りかけるといふ形を取りたかつたからである。

憲法は、憲法に関心を持たないあなたにとってもかけが  
えのない味方なのだ、それを失うことは、あなたにとつて取  
り返しがつかないことだということを、なんとしてもわかっ  
てほしいというおもいからこのような文体を採用したのだ。

安倍政権の暴走を止めようとしている国民各層の運動が、  
ひとつに大きく結集し、さらに裾野を広げていく上で、こ  
の本がいささかなりとも役割を果たすことができれば、そ  
れに過ぎる幸せは無い。

本書『はじめに』より

## わたくしは日本国憲法です。

著者：鈴木篤

発行：二〇一四年七月二六日

定価：本体二〇〇円十税（四六判 ソフトカバー 一九〇頁）

ISBN978-4-947613-90-5 C0036

おちかくの有力書店でお求めください。直送は送料別途請求にてまわります。

朗文堂 営業部：一六〇〇〇〇二二 新宿区新宿二一四一九

Telephone：〇三―三三三―五二一五〇七〇

Facsimile：〇三―三三三―五二一五一六〇

http://www.ops.dti.ne.jp/~robundo robundo@ops.dti.ne.jp



国民全員が、本当に民主主義を自分の血肉として身につけた社会がどんなものになるのか、イメージして見て欲しい。

そこでは、政府や、官僚が、国民の知らないところで、勝手に無駄な事業に税金を注ぎ込むなどということは無くなる。

そこでは、高級官僚が、次々と天下りを繰り返して、高額の退職金を受け取るなどということも無くなる。

そこでは、「原発村」が形成され、利権誘導によつて立地自治体を抱き込んだり、世論が原発推進に誘導されるなどということも無くなる。

なぜなら、高い民主主義的意識を持った聡明な国民は、国民全体がオンブズマンのようになり、国の政策や、税金の使い道に目を光らせ、自分たちの意見を反映させようとするからだ。

そこでは、差別やいじめ、セクハラやパワハラも無くなる。残業強制や、低賃金も無くなり、ましてブラック企業などは存在の余地すら無くなる。児童虐待やDVも無くなる。住まいも仕事も無く、人生に絶望を抱えて生きるひともいなくなる。

なぜなら、高い民主主義的意識を持つということは、個人の尊厳を決してないがしろにせず、すべてのひとが自分以外のすべてのひたとの関係で、彼らが持つ基本的人権を尊重するようになるからだ。

そこでは、才能を持ちながら、それを花開かせることも無いまま埋もれてしまうひとはいなくなる。

なぜなら、個々人それぞれが持つ才能を見つけ、それを注意深く育てることこそが教育の役割だという考え方が国民全体の共有するものとなり、そういう考えに基づいて教育が組織され実践されるようになるからだ。

そこでは、貴重な自然資源を破壊し、浪費するような開発や公共事業なども無くなり、美しい日本の自然は子々孫々まで残されていく。

なぜなら、良く自然を愛し、尊重し、慈しみ、大切にできる者であつてはじめて、良くひとを愛し、尊重し、慈しみ、大切にできるからだ。

そこでは、国民の信託を受けた政府が、国民と共に、全世界の先頭に立つて、全世界のひとびとに呼びかけ、働きかけ、手を携えて、全世界から専制、抑圧、差別、偏見、偏狭、恐怖、欠乏、窮乏を無くすために力を尽くすようになる。

こうして、日本国民は、全世界から信頼と尊敬を受け世界の中で名誉ある地位を獲得する。

これが、わたくしが描いた理想なのだ。

わたくしの愛するあなたがた日本国民のみなさん。どうかわたくしを守ってください。わたくしを葬りさることがないようにしてください。わたくしはあなたがたが平和で自由な社会を築こうとするときに、無くてはならない、あなたがたのための武器なのです。どうかそれを手放さないでください。わたくしを殺さないでください。

本書『最後に——』より

本書の内容(目次より)

- ・わたくしは日本国憲法です
- ・押しつけ憲法
- ・多数決は民主主義の原則？
- ・小選挙区制について
- ・民主主義——個人の高貴と基本的人権
- ・再び多数決原理について
- ・教育の重要性
- ・思想教育
- ・ヘイト・スピーチ、極右・ネトウヨについて
- ・もう一度「押しつけ憲法」について
- ・民主主義政党の不在
- ・わたくしの「前文」
- ・集団的自衛権
- ・国民自身の中にある民主主義的で無いものについて
- ・本音と建て前
- ・地方自治の本旨と道州制
- ・あるいは大阪府・市一体化構想
- ・特定秘密保護法
- ・護憲派はオオカミ少年なのか
- ・生活保護法の改悪
- ・最後に——
- ・参考資料 日本国憲法全文

著者紹介

鈴木 篤(すずき あつし)

- 一九四六年一月二日 山梨県石和町で出生。
- 一九六四年 長野県立長野高校卒業
- 一九六八年 東京大学法学部卒業
- 一九七〇年 弁護士登録
- 一九七四年 江戸川法律事務所開設

地域の平和運動、組合運動等と連携しつつ、市民のための事務所づくりを進めて現在にいたる。「江戸川憲法読む会」に拠り学習会や講演会を重ねて、憲法問題への関心を市民に広げる活動を続け、原発問題では「さようなら原発江戸川連絡会」を結成して、原発に反対する地域の諸団体の連携強化に努めている。

この間、子どもを事故から防ぎ命と健康を守る会弁護士団、出稼ぎ者・建設労働者労災弁護士団、医療問題弁護士団、患者の権利宣言運動、血友病HIV感染被害救済訴訟弁護士団などに参加。